

政策協定書

1.新庁舎建設の抜本の見直しを行う。

- ①分散型庁舎をめざす。本庁は、「新城」の発祥の地にふさわしい外観とする。支所も本庁に準じて、整備を進める。
- ②市民に身近な機能は、より生活の近くに配置。職員の自宅を臨時窓口にする 것도検討する。
- ③地域振興事務所を拠点に住民自治の推進。

2.循環型社会を見据えた政策の充実を行う。

- ①エネルギーの地産地消で新産業を興す。エネルギー自給率 100%をめざす。
- ②地球温暖化防止のため、専門組織を立ち上げ、財政的保障を行う。
- ③限りある水資源の豊かさ維持のため、設楽ダム建設に反対し、奥三河の森林を守る。
- ④浜岡原発の廃炉を求める。

3.有機農業推進で本物の「食」をめざす。

- ①学校給食の地産地消 100%で、地域経済との連携を推進。
- ②有機農業を組織的・財政的に支える。
- ③青年就農者のため、特に市外からの就農者を迎えるために、住宅の整備（空き家対策含む）、農地の斡旋、借用農機具の準備などの条件整備を行う。

4.二代表制にふさわしい議会改革を行う。

- ①議会の質の向上のため、市民モニター制度を作る。

5.歴史の見えるまちによる、まちづくりの推進。

- ①「長篠・設楽原の戦い」につながる市内の資源の連携を行う組織を立ち上げる。
- ②城下町の骨格を壊す「栄町線」の延伸計画を廃棄する。
- ③住民による資源保存のための活動の支援・立ち上げの強化。

6.住民自治の推進。

- ①地域の課題を明確化し、地域振興事務所を中心に課題の解決を進める。
- ②市民への奉仕者・自治の組織者として、職員の育成を徹底する。

7.政策協定の遵守。

市長就任した際は、上記政策協定の遵守のため、3ヶ月毎の打ち合わせを行う。

上記政策について、お互い誠意を持ち、実現のために努力することを確認する。

2013年9月15日

新城市豊栄 439 番地 1

山本 拓哉

新城市杉山字前の 1 6 - 2

白井 倫啓